

学校経営のポイント

“少年法の再改正”を予想しての取組みを

若井 彌一

まだ決定したわけではないが、少年法（昭和 23 年 7 月 15 日公布，法律第 168 号）が，平成 12 年改正（刑事罰年齢の引下げ）に続いて，また改正される見通しが高くなった。

各学校での生徒指導のあり方にも密接に関連することがらなので，ここで取り上げておきたい。

“少年法改正案”成立の見通し高まる

4 月 19 日の新聞各紙は，全国紙・地方紙とも，少年法改正案が 18 日の衆議院法務委員会で自民党と公明党両党の賛成多数により可決されたことを比較的大きく取り扱っている。

『北國新聞』（朝刊）は，一面トップ「少年法改正案成立へ」の大見出しで，この事実を報じている。改正案の内容は，少年院送致の年齢の下限，触法少年に対する警察の任意調査，警察による事情聴取の条件，虞犯少年に対する警察の任意調査等に関する事項である。政府案に，与党による修正が加えられたものが今回可決されたものであり，要点は次の諸点である（以下，文中引用は同紙記事による）。

(1) 少年院送致の年齢の下限 現行法では，少年院送致の年齢の下限が 14 歳以上である。政府案ではこれを「撤廃」とするというものであったが，与党改正案では「おおむね 12 歳以上」とされている（民主党案では，「おおむね 14 歳以上」）。

(2) 触法少年に対する警察の任意調査 政府案では，「疑いのある者を発見した場合」には任意調査が可能という内容であったが，与党改正案では，「客観的な事情から合理的に判断して疑うに足りる相当の理由のある者を発見した場合」というように，限定が加えられている（民主党案では，「児童相談所長の要請が同意があった場合に可能」とされている）。

(3) 警察による事情聴取の条件 政府案ではとくに

条件は設けられていなかったが，与党改正案では，「強制は不可」とされている（民主党案では，「弁護士が児童福祉司の立ち会い。ビデオなどによる記録」を認めることが条件とされている）。

(4) 虞犯少年に対する警察の任意調査 政府案では「疑いのある者を発見した場合に可能」とされていたが，与党改正案では削除された。

この他，保護観察中の少年に対する措置についても，厳格化する内容が盛り込まれている（詳細は略）。

保護者への呼びかけと連携の充実を

与党改正案により，超厳格化を旨とする政府改正案に幾分なりとも修正が加えられはしたものの，非常に厳しい内容の改正案であることに変わりはない。(2) の触法少年に対する警察の「任意調査」といってもピンとこないかもしれないが，これは，成人犯罪容疑者に対する「捜査」に準ずる内容である。

少年法は，「少年の健全な育成を期し，非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う（後段略）」（第 1 条）ことを目的としている。同法で「少年」とは 20 歳未満者を指すが，長崎での小学校 6 年女子児童による同級生殺害事件（平成 16 年 6 月 1 日）等を契機に，その後，少年法の改正を求める声が表面化していた。

今回の改正案が国会で可決されれば，「おおむね 12 歳以上の少年」が少年院送致の対象とされ，運用いかんでは，小学校 5 年生でも少年院送致の可能性も出てくる。しかし，法による措置・処分の厳格化に基づいた社会秩序の維持・確保には，明らかに限界がある。各学校では，保護者への呼びかけと連携に配慮しつつ，規範意識の向上を目指すことにより生徒指導の充実に努めたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属図書館長）

●好評発売中！● 最新刊 坂田 仰（日本女子大学）【解説】A5 判 130 頁・定価 1260 円 教育開発研究所

新しい時代の、新しい基本法を読み解く！ 『新教育基本法 〈全文と解説〉』

『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』

上越教育大学附属小学校【著】
B5 判 215 頁・定価 2520 円